

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 4-2	<p>評価項目「みちのく橋、夕狩橋における割掛対象表参考内訳書に示す吊足場工費（標準型側面及び防護型側面）の吊足場設置・撤去時の安全対策に関する提案」において、みちのく橋と夕狩橋では架橋条件や構造条件、施工条件等が異なりますが、安全に関して同一の目的でそれぞれの工夫（施工技術）を記述した場合、複数の提案とみなされるのでしょうか。</p> <p>また、みちのく橋、夕狩橋のどちらか一方の橋梁を対象とした技術提案でも加点評価の対象となりますでしょうか。</p>	<p>技術提案の内容、配点に関する質問につきましてはお答えできません。</p>
2	入札公告 別紙 1	<p>「本工事に係る技術提案の考え方は、後発工事に係る技術提案に踏襲されることを条件とする。なお、後発工事の発注段階で再度後発工事の技術提案の提出を求める。」とありますが、架橋条件や構造条件、施工条件等が異なる後発工事において技術提案の評価項目は、同様となるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、後発工事に係る技術提案に踏襲する「技術提案の考え方」とは、“着目点や目的”であり、具体的な提案事項は変更可能と解釈すればよろしいでしょうか。</p>	<p>後発工事に係る技術提案の評価項目は、本工事に係る技術提案の評価項目となります。</p> <p>また、後発工事に係る技術提案に踏襲する「技術提案の考え方」とは、本工事に係る技術提案の内容が、後発工事に対して、技術提案の内容に要求条件や施工条件を満たさない事項がある場合に改善することを想定したものです。</p>